平成２７年（フ）第８５号
山口県防府市大字江泊1836－７　Ｃｈｅｒｒｙ　ｂｌｏｓｓｏｍ　Ｔｏｋｉｍｕｎｅ206号、住民票上の住所山口市小郡下郷2212番地５　グリーンマンション504号
債務者　花本健太郎
1　決定年月日時　平成27年９月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月４日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第８１２９号
千葉県印旛郡酒々井町上岩橋104－１　クレールアイキョウＢ－106
債務者　菅井　直子
1　決定年月日時　平成27年９月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月17日まで
5　免責審尋期日　平成27年11月17日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第８１３１号
神奈川県横浜市神奈川区西神奈川１丁目19－３－904
債務者　延　　祐嘉
1　決定年月日時　平成27年９月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月17日まで
5　免責審尋期日　平成27年11月17日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第８１３７号
東京都立川市高松町１丁目19－６－102
債務者　前田　和宏
1　決定年月日時　平成27年９月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月17日まで
5　免責審尋期日　平成27年11月17日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第８１３９号
東京都練馬区東大泉７丁目34－28－202
債務者　白石　康希
1　決定年月日時　平成27年９月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月17日まで
5　免責審尋期日　平成27年11月17日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第８１４０号
東京都板橋区富士見町32－８－201
債務者　伊達　富子
1　決定年月日時　平成27年９月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月17日まで
5　免責審尋期日　平成27年11月17日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第８１４１号
東京都国立市西３丁目１－40
債務者　綿引千佳子
1　決定年月日時　平成27年９月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月17日まで
5　免責審尋期日　平成27年11月17日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第８１４５号
東京都中野区弥生町６丁目２－３－212
債務者　藤　久仁子
1　決定年月日時　平成27年９月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月17日まで
5　免責審尋期日　平成27年11月17日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第８１４６号
東京都足立区古千谷本町４丁目６－26－102
債務者　山本　龍廣
1　決定年月日時　平成27年９月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月17日まで
5　免責審尋期日　平成27年11月17日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第８１４７号
東京都調布市柴崎１丁目11－40－104
債務者　青木　真次
1　決定年月日時　平成27年９月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月17日まで
5　免責審尋期日　平成27年11月17日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第８１４９号
東京都西東京市下保谷５丁目５－27－302
債務者　堀口　隆一
1　決定年月日時　平成27年９月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月17日まで
5　免責審尋期日　平成27年11月17日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第８１５１号
神奈川県川崎市中原区宮内１丁目19－21－203
債務者　海老原隆幸
1　決定年月日時　平成27年９月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月17日まで
5　免責審尋期日　平成27年11月17日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第８１５３号
東京都大田区久が原４丁目26－19　第８青木荘201
債務者　河野みどり
1　決定年月日時　平成27年９月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月17日まで
5　免責審尋期日　平成27年11月17日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第８１５５号
東京都小平市学園東町２丁目７－１－601
債務者　岩上　順子
1　決定年月日時　平成27年９月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月17日まで
5　免責審尋期日　平成27年11月17日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第８１５６号
東京都世田谷区砧４丁目７－10－201
債務者　遠山　味希
1　決定年月日時　平成27年９月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月17日まで
5　免責審尋期日　平成27年11月17日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部